平成２８年（フ）第５２６号
埼玉県新座市野火止６丁目８番13号　ＦＩＳ新座
債務者　佐々木健一
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５３号
埼玉県川口市前川２丁目26番19号　ロワール英和202
債務者　大竹　光紀
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６３号
埼玉県上尾市二ツ宮835番地22
債務者　伊藤　昌子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６２４号
埼玉県朝霞市本町１丁目14番26―202号
債務者　中島　佳子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９８号
埼玉県久喜市栗橋東３丁目16番18号　レオパレスサンライズ101、旧住所埼玉県久喜市栗橋東３丁目16番18号　レオパレスサンライズ105
債務者　小暮　孝男
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
相模原市南区大野台２丁目30番35号　フラッツ．アレイ103
債務者　前川　翔虎
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１９５号
相模原市中央区田名3583番地９
債務者　瀬戸口なぎさ
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２３号
山形県東田川郡庄内町余目字仲谷地29番地２アーバンクラッセ201、前住所山形県新庄市大字升形664番地の１
債務者　普津澤弘和
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第２７５号
埼玉県春日部市南１丁目12番12号　コーポサウスワン204号
債務者　堀切　尚子（旧姓塩見）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
大阪府泉佐野市新町３丁目４番９号
債務者　明松　　豊
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
大阪府貝塚市澤828番地４、前住所大阪府吹田市山手町３丁目30番７号―201
債務者　太田　麗子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
大阪府貝塚市麻生中992番地６
債務者　浅井たえ子（旧姓四方）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
大阪府泉大津市要池住宅６番1404号
債務者　岡野　清司
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
大阪府泉南市信達牧野258番地ベルエールアサヒ602号
債務者　安井　翔吾
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７５０号
大阪府高槻市別所本町８番１号　アーバン別所201号
債務者　福田　良美（旧姓恩田）
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１２９号
大阪市西区本田２丁目７番14―911号
債務者　伊豆あさか
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２５４号
大阪府豊中市南桜塚４丁目３番５―405号
債務者　鳥形　保之
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部